



市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略

◆転入・転出に伴い、3月下旬から4月上旬は、総合環境センター（河辺豊成）へのごみの自己搬入が大変混み合いますので、この期間を避けて搬入されるようご協力ください

●問い合わせ 総合環境センター
☎(839)4816

ごみの野外焼却は法律で原則禁止されています

ごみの野外焼却は法律で原則禁止されていて、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこれらの併科(同時に2つ)に処せられます。

剪定枝や刈草なども含め、家庭ごみは集積所へ出し、事業所ごみは許可業者へ委託するなどして、適正に処理しましょう。

●問い合わせ 廃棄物対策課 ☎(888)5713

児童扶養手当と障害基礎年金の併給制限を見直し

今年3月から、障害基礎年金を受給されているかたの児童扶養手当の算出方法が変わりました。

これまで、障害基礎年金の受給により児童扶養手当を受給できな

かったかたも支給の対象となる可能性があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

◆広報ID番号 1005967

◆制度改正のポイント

児童扶養手当の月額が、障害基礎年金の子の加算部分を上回る場合、その差額を受給できるようになりました。

なお、遺族年金や老齢年金などの公的年金や障害厚生年金(3級)のみを受給しているかたは、これまでと同様に児童扶養手当の月額と年金の月額との比較になります。

◆申請は随時受け付けています

現在、児童扶養手当の認定を受けていないかたは申請が必要です。障害年金を受給していて、今年3月1日現在で手当を受けるための要件を満たしているかたは、6月30日(水)までに申請すると、3月分の手当から受給できます。

●問い合わせ 子ども総務課 ☎(888)5690

お忘れなく！ 児童手当の手続き



児童手当は、中学3年生まで(15歳になった最初の年度末まで)の児童を養育しているかたへ支給され

ます。出生などで新たに対象になる場合は、申請月の翌月分からは支給対象です。

ただし、月末に事由(誕生日、住所地の転出予定日、施設退所日など)が発生した場合、その翌日から15日以内の申請であれば、事由発生の翌月分から支給できますので遅れずに申請してください。

公務員(独立行政法人職員を除く)は、児童手当が勤務先から支給されず、採用・派遣・退職などで、勤務先から認定または消滅となるときは、お住まいの市町村への手続きが必要な場合があります。

手続きが遅れると、手当の返還や支給できない月が生じる場合がありますのでご注意ください。

●問い合わせ 子ども総務課 ☎(888)5689

緑と花いっぱい まちづくりを



緑のまちづくり活動支援基金を活用して、緑と花いっぱいのまちにしませんか。各コースごとに、係経費の2分の1を助成します。花苗や肥料などを購入する前に申請してください。交付決定前に購入したものは対象となりません。

◆花苗のための支援コース

対象▶町内会や2人以上の市民グ

ループなどが、花壇に植える花苗を購入する経費
上限額▶2万円

◆花と緑いっぱい活動支援コース

対象▶商店会や町内会、市内に事業所がある法人などが、商店街の歩道にフラワーポットを置いたり、通学路沿いに花を植えたりする活動経費
上限額▶5万円



◆保存樹の支援コース

対象▶秋田市都市緑化の推進に関する条例で指定された、民間所有の保存樹の維持管理のため、個人・団体などが行う活動経費
上限額▶30万円



【申し込み】

緑のまちづくり活動支援基金事務局(仁井田字新中島の秋田市総合振興公社内)または公園課(市役所4階)にある申請書で、4月1日(木)から7月31日(土)までにお申し込みください。申請書は、ホームページからもダウンロードできます。
<https://www.akita-sousin.or.jp/midori/>

●問い合わせ 同活動支援基金事務局 ☎(829)0221、公園課 ☎(888)5753

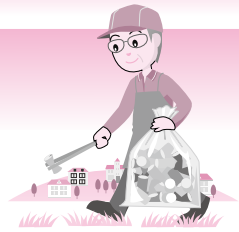
*緑のまちづくり活動支援基金への寄付にもご協力ください。

文中の「広報ID番号」を、秋田市ホームページ上の検索画面(右)に入力すると当該ページへ移行します

サイト内検索 よくある質問検索 広報ID検索

「広報ID番号」をここに入力!





4月は春の清掃月間

毎年4月に行っている「全市一斉清掃」を、令和3年度は、

4月の1か月間を清掃

月間として実施します。町内のみなさんと協力して、地域の道路や公園をきれいにしましょう。

実施の有無、時間や清掃場所などは、あらかじめ町内会で決めた上で、住民のみなさんへお知らせするようお願いいたします。

なお、清掃活動は、新型コロナウイルス感染症予防対策に配慮しながら実施しましょう。

ボランティア袋・土のう袋の配布

●**配布期間**▼3月22日(月)から4月23日(金)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

●**配布場所**▼環境総務課・道路維持課(いずれも市役所3階)、各市民サービスセンター(中央・南部別館を除く)、岩見三内・大正寺の各連絡所、金足・外旭川・上新城の各地区コミュニティセンター

*ふたあげ機は、数に限りがあります。事前に道路維持課へ予約してください。
☎(0800)575751

「各種問い合わせ・申し込み」

平日午前8時30分～午後5時15分

●**ごみの分別・収集など**▼刈草や落ち葉、散乱ごみなどを入れたボランティア袋を家庭ごみの日に所定の集積所に出してください。問い合わせは環境都市推進課へ。
☎(0800)575709

●**側溝清掃**▼土のう袋の回収場所と個数を道路維持課へご連絡ください。収集には2週間程かかります。
☎(0800)575751

●**公園清掃**▼ごみは集積所に出さず、公園内にまとめて置いてください。場所と個数を公園課へご連絡ください。収集には2週間程かかります。
☎(0800)575753

●**不法投棄**▼不法投棄物(散乱ごみなど)以外は、移動せずそのままの状態で、廃棄物対策課へご連絡ください。
☎(0800)575713

*放置自転車は最寄りの交番が警察署へご連絡ください。

●**清掃全般**▼環境総務課へお問い合わせください。
☎(0800)575705

子どもの見守り強化事業の説明会を行います

支援を必要とする子どもなどを見守り、必要な支援などを行う「支援対象児童等見守り強化事業」の団体向け説明会を行います。参加人数は、各団体2人以内。直接会場へお越しください。

詳しくは、子ども未来センターのホームページをご覧ください。
<https://www.alve.jp/facility/child>

●**対象**▼子ども食堂や学習支援などの非営利活動を行う市民活動団体
日時▼3月26日(金)午後4時～5時
会場▼アルヴェ4階洋室B

●**問い合わせ**▼子ども未来センター ☎(0887)5340

ミニデイサービスの運営に補助金を交付します

要支援認定を受けたかたなどが定期的に通い、心身の健康維持に取り組むことができる通いの場を運営する住民主体の団体に補助を行います。

対象経費や交付要件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。

◆**広報ID番号** 1024099
●**補助額(上限額)**▼対象経費の5割(要支援者などの参加人数が10人未満)

11年6万円、10人以上11年9万円)
●**申請期間**▼4月1日(木)から予算額に達し次第終了

●**問い合わせ**▼長寿福祉課 ☎(0800)56688

地域づくり交付金の事業提案を募集します

地域づくり交付金の「市民公益活動・学生まちづくり部門」への申請を受け付けます。

市民活動団体の自由性・機動性・多彩性や、学生らしい革新的なアイデア・独創性・チャレンジ精神を活かした事業を大募集！4月1日(木)から来年3月31日(木)までに実施され、完了する事業が対象です。

①**市民公益活動部門**：市民活動団体などの特性を活かした公益的な事業。交付額は1件につき5万円以上50万円以下(最大5年)

②**学生まちづくり部門**：学生らしい、粋にとられない柔軟な発想力と行動力を活かした公益的な事業。交付額は1件につき5万円以上10万円以下(単年度)
●**申請期間**▼4月1日(木)から5月19日(水)まで。申込方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください

◆**広報ID番号** 1028196
●**問い合わせ**▼中央市民SSC ☎(0800)5642

*予算の成立状況により、内容変更あり。